沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	6
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る。）まで	平成28年４月１日から平成28年５月31日まで	1

⑵　いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、１月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成28年７月１日から平成28年８月31日まで

⑶　さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	北緯42度１分東経143度９分２秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成28年５月１日から平成28年６月30日まで	10
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成28年３月１日から平成28年４月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成28年２月１日から平成28年３月31日まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成28年５月１日から平成28年６月30日まで	1

⑷　さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、３月から翌年２月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）	瀬戸内海	平成28年６月１日から平成28年８月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成28年５月６日から平成28年６月15日まで	5
さわら流し網漁業	⑴　瀬戸内海 ⑵　宇和海	平成28年４月１日から平成28年７月31日まで及び平成28年９月１日から平成28年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成28年５月１日から平成28年６月15日まで	5

⑸　とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成28年10月１日から平成28年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成28年11月１日から平成28年11月30日まで

⑹　まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で10,288（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成28年９月１日から平成28年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成28年９月１日から平成28年10月31日まで	1